

無防備条例は戦争に協力 しない自治体の宣言

6月18日、地域からの平和構築、無防備地域宣言を！シンポジウムは約100人の参加者で熱気あふれるものとなりました。有事法制、国民保護計画・訓練

の対案としての無防備地域宣言運動に確信を深め、現在全国15自治体に拡大した平和無防備条例直接請求を100自治体に拡大し、必ず条例実現を勝ち取る展望を手にしたシンポジウムでした。

発言要旨を紹介いたします

西晃弁護士（自由法曹団）

国民保護法の目的に関する3大欺瞞（錯覚）として、国民の命と暮らし財産を守る法律、自衛隊は国民を守る活動をする

国や自治体は国民の安全を守るために避難・誘導を行う、がある。しかし、自衛隊は敵と闘い自治体は自衛隊や米軍に協力する

ので、避難場所があっても作戦上使用することになるとそこは危険な場所と化してしまう。判断は自治体にはなく、国民の安全を守るための避難誘導はできない。

大阪府では3343で国民保護協議会に自衛隊を入れており、軍事と治安を一体化させた国民統制体制・危機管理法制の確立が狙われている。

その中で、無防備地域宣言運動に賛成し推進する立場からの戦略として、憲法と有事法の矛盾を明らかにして条例で憲法を補う、上乘せ横だし条例の検討も必要である。

家正治姫路獨協大教授

第一次世界大戦前は国家は戦争する権利があったが、第二次世界大戦後は国連憲章など戦争の違法化の流れの中で国際法が国際社会の平和・民主主義の武

器になった。軍事目標以外の攻撃を禁止する軍事目標主義は、現在は全ての地域で貫かれ、ジュネーブ条約第一追加議定書48条をはじめ軍民分離、予防的措置が定められた。自衛隊が市民の避難に携われないのは、当然の論理的帰結である。

上原公子国立市長

国立の無防備条例直接請求は大きな運動ですばらしい。組織を使わず毎日街頭に立ち、語りかけながら市民に理解を求めアピール力があつた。無防備の旗が国立でひらめくように頑張りたい。

国民保護計画について国立市では職員と研究者で1年間シミュレーションを行ったが、すぐ行き詰まった。（政府の示す）4類型でどう予測するのかわからない。結局想定できないことが

分かった。想定できない計画・訓練より防災計画・訓練の充実こそ急務。

「安心・安全」の言葉を聞くたびに身のすくむ思いがする。その言葉を使って何が行われているか。東京都の予算を見るとH15の都治安回復事業で3億円の予算がH18では実に39倍の116億円になっている。交番委託、学校110番、外国人取締り…とある。国民保護条例を提案していいところは、東京では立川と国立。国立は他にすべきことがあると提案していない。国民保護計画は作らねばならないが訓練は努力義務。皆さん、自衛隊は住民を避難誘導できない。千葉県の国民保護訓練では子どもを自衛隊が取り囲んで避難した。これは自衛隊は助けてくれるものとして登場させ自衛隊アレルギーをなくすことが狙い。また、現在ある民間防犯パトロールは今「もしも」と市民に声をかけるが、いまに「おいコラ」になる。権力の腕章をつけるとそうなる。ファシズムはトップダウンではやってこない。民主主義の中からやって来る。もの言わない組

織をどつくり、戦争アレルギ
ーをすみやかに「民主的」になく
すことが狙いである平和無防備
条例の役割について、憲法9条は
国民から政府に戦争をしない宣
言させているもので、平和無防備
条例は戦争に協力しない自治体
の宣言だ。住民が発案するにふさ
わしい条例である。

矢野秀喜(全国ネット事務局)

市川市・竹富町の首長意見書は
間違っている。無防備地域宣言
は国がすべきもの。条例は地方
自治法、武力攻撃事態法、国民保
護法に違反としている。

は国際赤十字コメントール
により自治体が宣言できること
は明らかであり、文民保護の諸原
則遵守から自治体の判断に政
府・軍当局が同意を与えるのは当
然である。

は住民の生命・財産を守る
事務が地方自治法に反してない
のは明らかであり、武力攻撃事態
法、国民保護法とも無防備地域宣
言を排除する規定はなく、自治体
が国民保護の独自措置をとること
とは当然の適法な裁量である。自

自治当局は住民保護の方策を政
府の言いなりになるのではなく、
自らの判断で具体化すべきで平
和無防備条例を否定することは
無責任の極みである。
以上の報告の後、意見交換
が活発に行われた。沖縄ネット

京都

8/5、6 全交in

相互監視と排除の戦時体制を
つくろうとしている政府に対し、
民衆の対案として相互理解と共
存の非戦の地域・列島をつくり
だすシンポジウムと分野別討議
を、全交(平和と主義をめぐ
す全国交歓会)京都大会で開催
します。

1日目(8/5)シンポジウム
「民衆の力、自治が平和を切り
拓く」

フィリピンの住民の相互理解
と対話で政府軍と武装勢力の軍
事紛争を起ささず平和な暮らし

ワークからは、沖縄県では国民
保護条例は県内の半分の自治体
で成立しておらず、南風原町議
会では委員会でも否決されたこと
が報告されました。

堺市・向日市からは、年内

しを取り戻しているピースソー
ンの取り組みや、国立市、沖縄
県竹富町の平和無防備条例運動
に学びます

2日目(8/6)分野別討議
戦争国家づくりを許さない、
住民自治で平和に生きる権利、
無防備地域宣言条例を!

平和無防備条例直接請求運動
の100自治体への拡大をめざ
し、一人からでも始められる運
動であること

条例実現への率直な討議
直接請求を終えた自治体での、
国民保護計画の具体化を許さな
い取り組みを始めとして、直接

に平和無防備条例の直接請求署
名に取り組む決意が報告され
箕面市の方からは、無防備地域
宣言運動への期待が語られまし
た。

*発言要旨は事務局責任でまとめました。

請求再チャレンジを展望する市
民の自治と平和力を高める取り
組みを討議します。平和な地域
をつくりたい方、関心がある方、
ぜひご参加ください。

場所 時間

8/5 シンポジウム

13:00 ~ 16:30

ひとまち交流館京都

京阪電鉄「五条」下車徒歩8分

8/6 分野別討議

9:00 ~ 12:30

大谷ホール

京都駅から徒歩10分 地下鉄烏丸

線「五条」下車徒歩2分